

栃木市住民投票条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 実施請求等（第3条—第10条）

第3章 投票資格者名簿（第11条—第16条）

第4章 投票（第17条—第27条）

第5章 開票（第28条—第32条）

第6章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、栃木市住民投票条例（平成27年栃木市条例第35号。

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 実施請求等

（実施請求書）

第3条 条例第6条第1項の住民投票実施請求書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

（請求代表者証明書の交付等）

第4条 条例第6条第1項の規定による申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（別記様式第2号）により行うものとする。

- 2 条例第6条第1項の請求代表者証明書は、住民投票実施請求代表者証明書（別記様式第3号）による。
- 3 市長は、条例第6条第1項の規定による申請があった場合において、住民投票事項が条例第2条に規定する要件を満たすものであって、条例第3条に規定する形式に該当するものであること及び請求代表者が条例第4条第2項各号に掲げる者でないことが認められないときは、当該申請を却下するものとする。
- 4 市長は、条例第6条第2項の規定により請求代表者に請求代表者証明書を交付するときは、同条第1項の規定により提出された実施請求書を当該請求代表者に返付するものとする。
- 5 市長は、条例第6条第2項の請求代表者証明書を交付した請求代表者が条例第4条第2項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

（署名簿）

第5条 条例第7条第1項の署名簿は、住民投票実施請求者署名簿（別記様式第4号）による。

（点字による署名）

第6条 条例第7条から第12条までの署名は、盲人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。

（署名等の収集の委任）

第7条 条例第7条第2項の委任状は、住民投票実施請求署名収集委任状（別記様式第5号）による。

（署名簿の審査等）

第8条 市長は、条例第9条第1項の規定により署名簿の署名の有効又は無効を決定するときは、印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において、同一人に係る2以上の有効署名及び印があるときは、その一つを有効と決定しなければならない。

2 市長は、住民投票実施請求署名審査録（別記様式第6号）を作成し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、署名簿の署名の効力が確定するまでの間、これを保存しなければならない。

3 市長は、条例第9条第4項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、住民投票実施請求署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。

4 市長は、条例第9条第5項の規定により署名簿を請求代表者に返付する場合においては、当該署名簿の末尾に、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

（署名収集証明書）

第9条 条例第12条第1項の請求資格者の総数の6分の1以上の者の有効署名があることを証明する書面は、住民投票実施請求署名収集証明書（別記様式第7号）による。

（請求の補正）

第10条 市長は、条例第12条第1項に規定する住民投票の実施の請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、3日以内の期限を付してこれを補正させなければならない。

第3章 投票資格者名簿

(投票資格者名簿の調製等)

第11条 条例第15条第1項の規定により調製する投票資格者名簿（以下単に「投票資格者名簿」という。）には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等の記載をしなければならない。

2 投票資格者名簿の登録は、市内に住所を有する年齢満20年以上の日本国民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る住民票が作成された日（他の市町村から市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上市の住民基本台帳に記録されている者について行う。

3 市長は、住民投票を行う場合においては、投票日現在満20歳以上の者であって、投票資格者名簿に登録される資格を有するものを条例第16条第2項の規定による告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。この場合において、投票日が選挙の期日と同日になるとき（以下「同日実施」という。）は、当該選挙の期日の公示又は告示の日の前日を投票資格者名簿の登録日としなければならない。

4 投票資格者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

5 前項の規定により投票資格者名簿を磁気ディスクをもって調製する場合の方法及び基準については、公職選挙法施行令第10条の規定を準用する。

(投票資格者名簿の縦覧)

第12条 市長は、前条第3項の規定による登録をしたときは、投票資格者名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市長は、縦覧開始の日前3日までに縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。

(異議の申出)

第13条 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧の期間内に、文書で市長に異議を申し出ることができる。

2 市長は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

(補正登録)

第14条 市長は、第11条第3項の規定により投票資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(訂正等)

第15条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者が公職選挙法第11条第1項若しくは第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定に

より選挙権を有しなくなったこと又は市内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに投票資格者名簿にその旨の表示をしなければならない。

- 2 市長は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容（第11条第4項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票資格者名簿にあっては、記録内容）に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載（同項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票資格者名簿にあっては、記録）の修正又は訂正をしなければならない。

（登録の抹消）

第16条 市長は、当該投票資格者名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項の表示をされた者が市内に住所を有しなくなった日後4月を経過するに至ったとき。
- (3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

第4章 投票

（投票管理者）

第17条 住民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から市長の選任した者をもって、これに充てる。ただし、同日実施の場合にあっては、当該選挙の投票管理者を当該住民投票の投票管理者とすることができる。

3 投票管理者は、当該住民投票の投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第18条 市長は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者（以下この条において「職務代理者」という。）を、当該住民投票の投票資格者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。ただし、同日実施の場合にあっては、当該選挙の職務代理者を当該住民投票の職務代理者とすることができる。

2 市長は、投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに栃木市選挙管理委員又は栃木市選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票立会人)

第19条 市長は、投票資格者名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならない。ただし、同日実施の場合にあっては、当該選挙の投票立会人を当該住民投票の投票立会人とすることができる。

(投票所入場券)

第20条 市長は、特別の事情がない限り、条例第16条第2項の規定による告示の日以後できるだけ速やかに第11条第3項の規定により投票資格者名簿に登録された者に投票所入場券を交付するように努めなければならない。

(投票用紙)

第21条 条例第17条第1項の規定による投票は、市長が別に定める投票

用紙により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第17条第3項の規定による点字投票は、市長が別に定める点字用の投票用紙により行うものとする。

(点字投票)

第22条 盲人である投票人は、点字投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字用の投票用紙を交付しなければならない。

- 2 点字投票を行う投票人は、複数の選択肢から一つを選択し、点字用の投票用紙に点字により自書しなければならない。

(代理投票)

第23条 心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申請し、条例第17条第3項の規定による代理投票をさせることができる。

- 2 前項の規定による申請があった場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該投票人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する投票用紙の選択肢の欄に○の記号を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(期日前投票)

第24条 住民投票の当日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、条例第16条第2項の規定による告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができる。

(不在者投票)

第25条 前条の投票人の投票については、前条の規定によるほか、条例第17条第2項の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 不在者投票管理者は、公職選挙法施行令第55条の規定の例により、市長が置く。

3 投票人で公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障がいがある者の投票については、前条及び第1項の規定によるほか、条例第17条第2項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを公職選挙法第49条第2項に規定する郵便等により送付する方法により行わせることができる。

(投票記載所の住民投票事項の掲示)

第26条 市長は、住民投票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に住民投票事項及びその要旨を掲示するものとする。

2 市長は、条例第16条第2項の規定による告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所又は不在者投票管理者（市町村の選挙管理委員会の委員長に限る。）の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に住民投票事項及びその要旨を掲示するものとする。

(投票録の作成)

第27条 投票管理者は、市長が別に定める住民投票投票録により、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第5章 開票

(開票管理者)

第28条 住民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から市長の選任した者をもって、これに充てる。ただし、同日実施の場合にあっては、当該選挙の開票管理者を当該住民投票の開票管理者とすることができる。

3 開票管理者は、当該住民投票の投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第29条 市長は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者（以下この条において「職務代理者」という。）を、当該住民投票の投票資格者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。ただし、同日実施の場合にあっては、当該選挙の職務代理者を当該住民投票の職務代理者とすることができる。

2 市長は、開票管理者及び職務代理者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(開票立会人)

第30条 市長は、投票資格者名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任しなければならない。ただし、同日実施の場合にあっては、当該選挙の開票立会人を当該住民投票の開票立会人とすることができる。

(無効投票)

第31条 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

- (1) 所定の点字用投票用紙を用いないもの
- (2) 選択肢以外の事項を記載したもの
- (3) 選択肢のほか、他事を記載したもの
- (4) 選択肢のいずれも記載したもの
- (5) 選択肢のいずれを記載したのか判別し難いもの
- (6) 単に記号又は符合を記載したもの
- (7) 記載がないもの

(開票録の作成)

第32条 開票管理者は、市長が別に定める住民投票開票録により、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第6章 雑則

(その他)

第33条 この規則に定めるもののほか、住民投票の実施の請求に関し必要な事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する条例の制定又は改廃の請求の例に、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法に規定する投票及び開票の例による。

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年9月1日から施行する。

(栃木市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

2 栃木市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則（平成22年栃木市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（選挙管理委員会への委任）

第2条の2 次に掲げる事務を栃木市選挙管理委員会に委任する。

- (1) 栃木市住民投票条例（平成27年栃木市条例第35号。以下この条において「条例」という。）第5条の規定による必要署名者数の告示に関する事務
- (2) 条例第8条の規定による署名簿の受理又は却下に関する事務
- (3) 条例第9条及び第11条の規定による署名簿の審査に関する事務
- (4) 条例第15条の規定による投票資格者名簿の調製に関する事務
- (5) 条例第16条の規定による投票日の決定に関する事務
- (6) 条例第17条及び第20条の規定による住民投票の投票に関する事務
- (7) 条例第18条の規定による住民投票の投票所の指定に関する事務
- (8) 条例第21条の規定による期日前投票又は不在者投票に関する事務
- (9) 条例第23条の規定による住民投票の開票所の指定に関する事務
- (10) 条例第25条の規定による住民投票結果の告示及び通知に関する事務
- (11) 条例第27条の規定による情報の提供に関する事務
- (12) 前各号に掲げるもののほか、住民投票の執行に関し公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）及び栃木市選挙執行規程（平成22年栃木市選挙管理委員会告示第6号）の規定の例により行う事務

別記様式第1号（第3条、第4条関係）

年 月 日

（宛先）栃木市長

請求代表者 住 所

氏 名



生年月日

性 別

電話番号

住民投票実施請求書

次のとおり住民投票の実施を請求します。

1 住民投票事項

について賛否を問う住民投票

2 請求の要旨（1,000字以内）

備考

- 1 本請求書又はその写しは、住民投票実施請求者署名簿ごとにつづり込むものとする。
- 2 氏名は自署（盲人が点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）栃木市長

請求代表者 住 所

氏 名

㊟

生年月日

性 別

電話番号

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

栃木市住民投票条例第6条第1項の規定により、住民投票実施請求書を添えて、住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

別記様式第4号（第5条、第8条関係）

（その1）

（表紙）

年 月 日

（第 号）

住 民 投 票 実 施 請 求 者 署 名 簿

について賛否を問う住民投票

備考

- 1 本署名簿を2冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連番号を付さなければならない。
- 2 住民投票実施請求書（写）及び住民投票実施請求代表者証明書（写）又は住民投票実施請求署名収集委任状は、これを表紙の次につづり込むものとする。

別記様式第7号（第9条関係）

住民投票実施請求署名収集証明書

住民投票実施請求書に添えて提出する について賛否
を問う住民投票実施請求者署名簿には、栃木市住民投票条例第5条の規
定により、 年 月 日付けで告示された請求資格者の総数
の6分の1（ 人）により有効署名があることを証明しま
す。

年 月 日

請求代表者 住 所

氏 名



生年月日

性 別